

業庫第15号(例)
2020年3月19日

代 理 店
代理店引受金融機関 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「供託振替国債事務取扱要領(代理店引受金融機関用)」の
一部改正に関する件

国債振替決済制度において参加者と間接参加者とを兼ねることを可能とすることとし、これに伴い、標記規程(平成27年9月11日付業庫第74号別紙1)の一部を別紙のとおり改正し、2020年4月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」中一部改正

- 3. (1) ハ. を横線のとおり改める。

ハ. 供託用振替口座簿への口座開設

供託用振替口座簿設置部署は、ロ. (ロ) の口座開設等依頼書の本書に基づき、供託用振替口座簿（書式適宜、記載例4参照。）への口座開設を行う^(注)。

(注) 国債振替決済制度の参加者として口座開設を行う（代理店引受金融機関が同制度の参加者であって、かつ、間接参加者である場合を含む。）。